

石川県立武道館弓道場遠的射場における仮設近的的場 利用規定

期間：平成25年12月1日（架設後）～平成26年2月14日

利用規定

- ・ 月曜日から金曜日は終日、近的使用を優先する。土曜日は午前と夜間は近的使用優先、午後は遠的使用優先とする。日曜日・祝日は特に優先を設けない。
- ・ 但し近的使用優先日の遠的使用、遠的使用優先日の近的使用を拒むことはしない。
- ・ 射場使用時において近的的場使用者のみの場合、7人以上が稽古している場合は基本的に立射で稽古することとする。

・ **近的的場と遠的射場使用者が一緒になった場合は、遠的および近的を同時に併用使用は厳禁とする。（近的練習のつもりで射位に立ち、軽い気持ちで遠的を行わない）**

※近的・遠的として使用する際同一射場内で混用できない、時間を区切って完全に切替の事。

- ・ 矢取りは射場壁側出入口より出入りする。もしくは近的射場通路横出入口または喫煙所出入口より出入りする。的正面右側（相撲場側）より矢取りには行かない。
- ・ 矢取りの際は、「入ります」の発声と赤旗により射場射手にわかるようにし、射場からの「お願いします」の発声を聞いてから矢取りに入る。
- ・ 遠的を、近的矢で遠的はしないこと。

※ 矢尻の形状が違うので、的を傷めたり、矢取りの際に的に矢尻が残ったりすることがあるため。

- ・ 国体選考会の日には8:00～16:00まで強化部占有使用とする。（日時未定：日曜日）
（注1）上記規定は原則であり、その時に射場で稽古している方々で協議し稽古する。弓道をする者の本来の姿勢に基づき、恭敬愛の精神を持ち、譲り合いの心で稽古する。
（注2）遠的射場は狭いので、危険防止を第一に考えて行動する。
※巻藁練習場は近的射場改修工事中は使用しない。（遠的射場出入時混雑し危ないため）
（注3）県立武道館を練習拠点とされている方が、近隣の弓道場へ出稽古に来られた場合は、当該弓道協会の方は快く稽古への参加を認めてください。

遠的射場の利用における注意点

- ・ シャッターの開閉には注意が必要。止め具が破損していても、ロックはかかっているので必ずロックを外して使用する。またシャッターを閉めたときは必ずロックを掛ける。
- ・ 近的使用時でも必ずシャッターを上まで上げきって使用する。複数のシャッターを開けた時は必ず柱を外す。
- ・ 遠的射場内の机の上には物を置かない。机は師範席である。
- ・ 暖房器具は遠的射場出入口付近には置かない。通路が狭く、危険だと思われるため。